

議 案 目 録

令和元年(2019年)12月2日

番 号	件 名
議案第 101 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第4号))
議案第 102 号	令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)
議案第 103 号	令和元年度(2019年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 104 号	令和元年度(2019年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 105 号	令和元年度(2019年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 106 号	令和元年度(2019年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 107 号	彦根市下水道事業の設置等に関する条例案
議案第 108 号	彦根市森林環境譲与税基金の設置、管理および処分に関する条例案
議案第 109 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 110 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 111 号	彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 112 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 113 号	彦根市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 114 号	彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 115 号	彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 116 号	彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第 117 号	工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
議案第 118 号	彦根市、米原市山林組合理約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議案第 119 号	彦根市総合計画基本構想を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 120 号	愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

議案第 121 号	豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 122 号	甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 123 号	多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 124 号	彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 125 号	彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 126 号	彦根市子どもセンター、彦根市立ふれあいの館および多景公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 127 号	いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
報告第 28 号	損害賠償の額の決定について

議案第 107 号

彦根市下水道事業の設置等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 市民の公衆衛生の向上および都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項および地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口および処理能力は、次のとおりとする。

(1) 予定処理区域 本市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域

(2) 計画処理人口 98,610人

(3) 処理能力 1日最大計画汚水量 50,537立方メートル

(利益の処分等)

第4条 下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額(以下「補填残額」という。)があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

- (1) 事業年度末日において企業債を有する場合 補填残額の 20 分の 1 を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の 20 分の 1 に満たない場合は、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法
 - (2) 事業年度末日において企業債を有しない場合および前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の 20 分の 1 を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合は、補填残額の 20 分の 1 に相当する額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てる方法
- 2 前項第 1 号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、同項第 2 号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部または一部を基金に積み立て、または建設改良積立金もしくは利益積立金として積み立てることができる。
- 3 前 2 項の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の用途には使用することができない。
- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
 - (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的
 - (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- 4 減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を償還した場合および建設改良積立金を使用して建設または改良を行った場合はその使用した積立金の額に相当する金額を、基金の処分を行った場合はその処分した基金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第 5 条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額がある場合に、当該残額に相当する額を取り崩す方法により処分することができる。

(重要な資産の取得および処分)

第 6 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が 20,000,000 円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲

渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附または贈与の受領でその金額またはその目的物の価額が1,000,000円を超えるものおよび法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000,000円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(彦根市特別会計条例の一部改正)

2 彦根市特別会計条例(昭和 39 年彦根市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

本則中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(彦根市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の彦根市特別会計条例第 3 号の規定により設置された下水道事業特別会計の令和元年度の収入および支出ならびに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 108 号

彦根市森林環境譲与税基金の設置、管理および処分に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市森林環境譲与税基金の設置、管理および処分に関する条例

(設置)

第1条 森林の整備およびその促進を図るための事業の財源に充てるため、彦根市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる額は、本市に譲与される森林環境譲与税(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条に規定する森林環境譲与税をいう。)を原資として、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 109 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成28年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第3条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給

与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 110 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	

9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	

74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			

	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700

4	164,500	182,200	300,900	411,200
5	166,100	184,200	303,400	412,600
6	168,000	186,400	305,700	414,000
7	169,800	188,600	308,000	415,500
8	171,600	190,800	310,400	417,100
9	173,300	193,000	312,800	418,500
10	175,400	195,800	315,200	419,900
11	177,400	198,500	317,900	421,300
12	179,400	201,200	320,800	422,600
13	181,300	204,000	323,200	423,900
14	183,500	205,700	325,100	425,300
15	185,700	207,300	327,000	426,700
16	187,900	209,000	329,100	428,100
17	190,100	210,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	333,300	430,600
19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700

35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	
59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	
61	259,400	307,200	401,200	
62	260,200	309,600	402,200	
63	261,400	311,900	403,600	
64	262,300	314,100	404,900	
65	263,300	316,300	406,100	

66	264,700	318,300	407,200
67	265,800	320,300	408,400
68	267,100	322,300	409,500
69	268,700	324,200	410,500
70	270,200	326,300	411,700
71	271,500	328,400	412,900
72	272,900	330,400	414,100
73	273,900	332,500	414,700
74	274,900	334,600	415,500
75	276,100	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	

97	296,700	370,400
98	297,500	371,400
99	298,300	372,400
100	299,000	373,400
101	299,900	374,300
102	300,400	375,300
103	300,900	376,300
104	301,400	377,300
105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300

129	397,000
130	397,600
131	398,100
132	398,600
133	398,900
134	399,200
135	399,500
136	399,800
137	400,100
138	400,400
139	400,700
140	401,000
141	401,300
142	401,600
143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400

再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	

21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400
40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400

54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
78	251,000	315,700	341,400	386,000	
79	252,000	316,400	341,900	386,500	
80	253,000	317,100	342,300	387,100	
81	253,900	317,400	342,500	387,600	
82	254,600	317,700	342,800	388,000	
83	255,600	318,300	343,300	388,400	
84	256,600	318,600	343,700	388,800	
85	257,200	319,000	344,000	389,000	
86	258,000	319,300	344,300	389,200	

87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		

120	274,700	330,900			
121	274,900	331,100			
122	275,100				
123	275,500				
124	275,800				
125	276,000				
126	276,300				
127	276,700				
128	277,100				
129	277,300				
130	277,700				
131	278,100				
132	278,400				
133	278,600				
134	278,900				
135	279,300				
136	279,600				
137	279,800				
138	280,100				
139	280,400				
140	280,700				
141	280,900				
142	281,100				
143	281,300				
144	281,600				
145	282,000				
146	282,200				
147	282,500				
148	282,800				
149	283,100				
150	283,300				
151	283,600				
152	283,800				

	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、副主査、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査および副主査は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条ならびに付則第 5 項および第 6 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定(彦根市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 23 条第 2 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定および第 3 条の規定(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第 8 条第 2 項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定(給与条例第 23 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定および第 3 条の規定(任期付職員条例第 8 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与条例または第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与または第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例または第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第 2 条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第 14 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 14 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第 2 条の規定による改正後の給与条例第 14 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の給与条例第 14 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
- 6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定

める。

(規則への委任)

- 7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 111 号

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年彦根市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 112 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年彦根市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、「心療内科」の次に「、腫瘍内科、緩和ケア内科」を加え、「、緩和ケア科」を削る。

第9条中「500,000円以上の」を「1,000,000円を超える」に、「300,000円以上の」を「1,000,000円を超える」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 113 号

彦根市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

彦根市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年彦根市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「28人」を「22人」に改める。

付 則

この条例は、令和2年7月20日から施行する。

議案第 114 号

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例

彦根市観光駐車場条例(昭和45年彦根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1いろは松駐車場の項中「尾末町3番51号」を「尾末町1番51号」に改め、同表大手前駐車場の項中「金亀町15番地2地先」を「金亀町17番地地先」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 115 号

彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年彦根市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「500,000円以上の」を「1,000,000円を超える」に、「300,000円以上の」を「1,000,000円を超える」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 116 号

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業給水条例(平成10年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「松原町の一部」の次に「、駅東町」を加える。

第9条第1項中「指定をした者(」の次に「法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。」を加える。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第20条第2項第2号中「代理人もしくは」を削る。

第32条第1項中「申込みの際に」を「管理者の指定する期日までに」に改め、同項ただし書を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第9条第1項の指定の更新をする場合 1件につき8,000円

第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 117 号

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて

下記のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年彦根市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事の名称

R元松原町大黒前鴨ノ巣線道路改築工事

2 契約金額

166,307,900円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市高宮町137番地の1
- (2) 名称 丸橋建設株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 丸 橋 豊

4 契約方法

一般競争入札

議案第 118 号

彦根市、米原市山林組合规約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市、米原市山林組合规約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、彦根市、米原市山林組合规約(昭和39年滋賀県指令地第160号)を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

彦根市、米原市山林組合規約の一部を改正する規約

彦根市、米原市山林組合規約(昭和 39 年滋賀県指令地第 160 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「居住する」を「所有権を有する」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

土地(地目山林)の表示					
所在	地番	地積(m2)	所在	地番	地積(m2)
彦根市武奈町字北原	93	117,325	彦根市武奈町字松ヶクボ	923	1,163
〃 赤塚	115	17,851	〃 ハケクボ	998	2,082
〃 高僧	345	3,305	〃 柳峠山	1004	51,963
〃 乞食鼻	364	24,697	〃 出ダハ	1018	229,976
〃 大廻り	371	2,426	米原市番場字水汲	1445-1	76,718
〃 中山	398	3,993	〃 〃	1445-2	636
〃 柳峠	413	1,289	〃 榎木建	1508	71,404
〃 タカソ	461	2,975	〃 狭間山	1523	89,256
〃 西ノ棟	521	16,502	〃 黒ヶ山	1540	1,236
〃 ハカノ谷	625	49,917	〃 〃	1554-1	49,586
〃 〃	636	38,985	〃 〃	1554-2	7,933
〃 川原	656	614	〃 雁田窪	1557	60,495
〃 山ノ上谷	679	65,454	〃 向ヶ嶽	1571-1	198,230
〃 〃	694	264	〃 〃	1571-2	49,586
〃 〃	695	267	〃 〃	1571-3	119,008
〃 サブリ	782	859	〃 〃	1572-1	9,917
〃 丸山	835	3,147	〃 〃	1572-2	99,173
〃 スカクボ	860	207,163	〃 〃	1572-3	39,075
〃 與吉谷	916	717	計		1,715,187
所有者の表示					
共有者名	持分		共有者名	持分	
彦根市武奈町	1,181 分の 35		米原市宇賀野	1,181 分の 109	
米原市番場	〃	135	〃 箕浦	〃	71
〃 米原	〃	151	〃 新庄	〃	68
〃 上多良	〃	55	〃 岩脇	〃	90
〃 中多良	〃	45	〃 西円寺	〃	36
〃 下多良	〃	39	〃 顔戸	〃	113
〃 飯	〃	84	〃 高溝	〃	39
〃 世継	〃	111			

付 則

この規約は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 119 号

彦根市総合計画基本構想を変更することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市総合計画基本構想を変更することにつき議決を求めることについて

彦根市総合計画基本構想を次のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年彦根市条例第2号)の規定により、議会の議決を求める。

彦根市総合計画基本構想(平成23年3月策定)の一部を次のように変更する。

市長の基本的な考え方Ⅳ3本文中「平成32年度(2020年度)」を「令和3年度(2021年度)」に改める。

審議会答申に基づく基本構想第3章第1節1(1)本文中「平成31年(2019年)には113,414人となりますが、その後減少に転じ、平成32年(2020年)には113,333人と推計されます」を「、目標年次である令和3年(2021年)にはおおむね113,000人と推計されます」に改め、「このようなことから、人口については、目標年次である平成32年(2020年)にはおおむね113,000人になると予測します。」を削り、「平成32年(2020年)の人口」を「令和3年(2021年)の人口」に、「平成32年(2020年)には平成21年(2009年)の122.9%」を「令和3年(2021年)には平成21年(2009年)の127.3%」に、「平成32年(2020年)には2.36人」を「令和3年(2021年)には2.29人」に、「約48,000世帯」を「約49,000世帯」に改め、同節1(2)本文中「平成32年(2020年)」を「令和3年(2021年)」に、「おおむね115,000人」を「おおむね118,000人」に改める。

議案第 120 号

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96
条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定
により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(ア) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号エ(イ) c (b) 中「金剛輪寺、金剛苑などの観光資源および中山道、旧愛知郡役所などの歴史・文化遺産を総合的に利活用した「まちじゅうミュージアム構想」の実現を図るとともに、この構想の核となる施設の一つである「湖東三山館あいしょう」からの」を「金剛輪寺や中山道の宿場町愛知川宿などの歴史資源、鈴鹿山系からの豊かな清水と自然を背景に発展した産業の保存活用を図るとともに、「湖東三山館あいしょう」や「愛知川ふれあい本陣」等を核とした」に改め、同号オ(イ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号オ(イ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号キ(ア)中「3 町」を「4 町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号キ(イ)および(ウ)中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「J R 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(イ) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(イ) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 愛知郡愛莊町愛知川 72 番地
愛莊町
愛莊町長 有 村 国 知

議案第 121 号

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96
条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定
により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(ア) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号ウ(ウ)中「整備・」を削り、同号ウ(ウ) a 中「学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営」を「学校給食センターの円滑な運営」に改め、同号ウ(ウ) b および c を次のように改める。

b 甲の役割

乙と連携して、学校給食センターを運営する。

c 乙の役割

甲と連携して、学校給食センターを運営する。

第 3 条第 1 号オ(イ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号オ(イ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号ク(ア)中「3 町」を「4 町」に改め、「彦根市」の次に「愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(イ)および(ウ)中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「JR 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(イ) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(イ) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊 藤 定 勉

議案第 122 号

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96
条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定
により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(ア) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号ウ(ウ)中「整備・」を削り、同号ウ(ウ) a 中「学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営」を「学校給食センターの円滑な運営」に改め、同号ウ(ウ) b および c を次のように改める。

b 甲の役割

乙と連携して、学校給食センターを運営する。

c 乙の役割

甲と連携して、学校給食センターを運営する。

第 3 条第 1 号オ(イ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号オ(イ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号オ(ウ) a および b を次のように改める。

a 二酸化炭素の排出量の少ない自然エネルギーの利用を増やすため、甲良町地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電等自然エネルギー事業を推進する。

b 甲良町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設においては個別施設計画と連携し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

第 3 条第 1 号オ(ウ) c を削り、同号オ(ウ) d を同号オ(ウ) c とし、同号ク(ア)中「3 町」を「4 町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(イ)および(ウ)中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「J R 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(イ) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(イ) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町

甲良町長 野 瀬 喜久男

議案第 123 号

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96
条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定
により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(ア) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号オ(イ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号オ(イ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号オ(ウ) b 中「、バイオマスタウン構想を公表し」を削り、同号ク(ア)中「3 町」を「4 町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(イ)および(ウ)中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「J R 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(イ) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(イ) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地
多賀町
多賀町長 久保 久良

議案第 124 号

彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市中地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市中地区公民館
- (2) 所在地 彦根市大藪町 2610 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 中地区交流の館運営協議会
- (2) 代表者 会長 伊富貴 和 雄
- (3) 所在地 彦根市西今町 1051 番地 40

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 125 号

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市稲枝地区公民館
- (2) 所在地 彦根市本庄町 60 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 稲枝地区公民館運営委員会
- (2) 代表者 委員長 田 村 宗 久
- (3) 所在地 彦根市金田町 241 番地

3 指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第 126 号

彦根市子どもセンター、彦根市立ふれあいの館および多景公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市子どもセンター、彦根市立ふれあいの館および多景公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市子どもセンター、彦根市立ふれあいの館および多景公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
彦根市子どもセンター	彦根市日夏町 4769 番地
彦根市立ふれあいの館	彦根市八坂町 2408 番地
多景公園	彦根市八坂町 2408 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 127 号

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月2日

彦根市長 大久保 貴

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
いろは松駐車場	彦根市尾末町1番51号
二の丸駐車場	彦根市金亀町4番33号
桜場駐車場	彦根市金亀町3番28号
大手前駐車場	彦根市金亀町17番地地先
本町駐車場	彦根市本町二丁目19番地1
松原水泳場駐車場	彦根市松原町515番地8
京橋口駐車場	彦根市本町二丁目1番45号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益社団法人彦根観光協会
- (2) 代表者 会長 一 円 泰 成
- (3) 所在地 彦根市本町一丁目12番5号

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

報告第 28 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019 年)12 月 2 日

彦根市長 大久保 貴

